

○防衛省告示第五十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用が令和三年三月二日次のとおり決定された。

令和三年三月五日

防衛大臣 岸 信夫

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
六〇三七	嘉手納飛行場	沖縄市、沖縄県中頭	国有	土地…約三〇〇平方メートル	
		郡北谷町	民有	土地…約一五、〇〇〇平方メートル	航空自衛隊が訓練用地として共同使用する

る。

使用期間…令和三年三月二日から同月二

十日までの間